

(1) 地域密着型サービス等整備助成事業

1 区分	2 補助単価	3 単位
地域密着型特別養護老人ホーム	2,000～4,270千円以内 の範囲で市長が定める額	整備床数
小規模な介護老人保健施設	25,000～53,400千円以内 の範囲で市長が定める額	施設数
小規模な養護老人ホーム	2,270千円以内 の範囲で市長が定める額	整備床数
小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～4,270千円以内 の範囲で市長が定める額	整備床数
都市型軽費老人ホーム	1,700千円以内 の範囲で市長が定める額	整備床数
認知症高齢者グループホーム	15,000～32,000千円以内 の範囲で市長が定める額	施設数
小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～32,000千円以内 の範囲で市長が定める額	施設数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5,670千円以内 の範囲で市長が定める額	施設数
看護小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～32,000千円以内 の範囲で市長が定める額	施設数
認知症対応型デイサービスセンター	11,300千円以内 の範囲で市長が定める額	施設数
介護予防拠点	8,500千円以内 の範囲で市長が定める額	施設数
地域包括支援センター	1,130千円以内 の範囲で市長が定める額	施設数
生活支援ハウス	34,000千円以内 の範囲で市長が定める額	施設数
緊急ショートステイ	1,130千円以内 の範囲で市長が定める額	整備床数
施設内保育施設	11,300千円以内 の範囲で市長が定める額	施設数

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

1 区 分		2 補助単価	3 単 位	4 補助対象経費
定員29名以下の地域密着型施設等	地域密着型特別養護老人ホーム	621千円以内の範囲で市長が定める額	定員数(小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては宿泊定員数とする。)	特別養護老人ホーム等の円滑な開所や介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換の際に必要な経費に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)、報酬、
	小規模な介護老人保健施設			
	小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)			
	認知症高齢者グループホーム			
	小規模多機能型居宅介護事業所			
	看護小規模多機能型居宅介護事業所			
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	10,300千円以内の範囲で市長が定める額	施設数	給料、職員手当等、
	都市型軽費老人ホーム	310千円以内の範囲で市長が定める額	定員数	共済費、賃金、旅費、役務費、委託料(いずれも開設前6か月間に係るものに限る。)のうち市長が認めたもの
	小規模な養護老人ホーム			
必要な経費 介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備に	介護老人保健施設	156千円以内の範囲で市長が定める額	定員数 (転換床数)	
	ケアハウス			
	有料老人ホーム			
	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室			
	認知症高齢者グループホーム			
	小規模多機能型居宅介護事業所			
	生活支援ハウス			
	高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条の規定により登録されている賃貸住宅			

(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業

1 区 分		2 補助単価	3 補助率	4 補助対象経費
定員29名以下の地域密着型施設等	地域密着型特別養護老人ホーム	当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価の2分の1	1/2	定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引下げが行われていると認められるもの）
	小規模な介護老人保健施設			
	小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
	認知症高齢者グループホーム			
	小規模多機能型居宅介護事業所			

(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

1 区 分		2 補助単価	3 単位	4 補助対象経費
既存施設のユニット化改修	定員29名以下の小規模施設 (1) 特別養護老人ホーム (2) 介護老人保健施設 (3) 介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設 ・介護老人保健施設 ・ケアハウス ・特別養護老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム	1 「個室→ユニット化」改修の場合 1,130千円以内の範囲で市長が定める額	整備床数	改修（施設の整備と一体的に整備するものであって、市長が必要と認めた整備を含む。） 又は整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の
		2 「多床室→ユニット化」改修の場合 2,270千円以内の範囲で市長が定める額		
特別養護老人ホーム（多床室）のプライバシー保護のための改修		700千円以内の範囲で市長が定	整備床数	2.6パーセントに相当する額を限度

		める額		
介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備	イ 介護老人保健施設	創設 1,930千円以内の範囲で市長が定める額	転換床数	とする。)のうち市長が認めたもの。この場合において、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金並びに適当と認められる購入費等を含む。
	ロ ケアハウス			
	ハ 有料老人ホーム			
	ニ 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	改築 2,390千円以内の範囲で市長が定める額		
	ホ 認知症高齢者グループホーム			
	ヘ 小規模多機能型居宅介護事業所			
	ト 生活支援ハウス			
	チ 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条の規定により登録されている賃貸住宅	改修 964千円以内の範囲で市長が定める額		